

本校では、学校の教育活動全体を通して、各学部の人権学習における目標に沿って学習に取り組んでいます。この人権だより“きらり”では、各学部での取組や人権教育に関する様々な情報をお伝えしますので、どうぞご覧ください。この人権だよりを通して、“人権”について考えるきっかけになれば幸いです。

球磨支援学校 校長 杉本 康浩



みなさん、こんにちは。

新しい季節になり、みなさんが学校で元気にがんばっている姿を見て、とてもうれしく思っています。

世界は、「きょうせいしゃかい（共生社会）」を目指しています。共生社会とは、赤ちゃんも子どもも大人もお年寄りも、男の人も女の人も、障がいがあってもなくても、みんなが助けあって、いっしょに生きていく社会のことです。

この共生社会をつくるために、とても大切なのが「じんけん（人権）」です。「人権」とは、みなさん一人ひとりが大切にされるという約束です。みなさんは、だれでも、大切にされてあたりまえの人です。

- ✨ じぶんの気持ちを聞いてもらえる
- ✨ みんないっしょに学んだり遊んだりできる
- ✨ いやなことをされない
- ✨ おたがいに助けあう



こういうことを大切に、みんなが安心して楽しくらせるようにしていくことが「人権を守る」ということです。

つらいときや困ったときは、一人でがまんしないでください。先生やおうちの人に、いつでも話してくださいね。

そして、じぶんが大切にされているのと同じように、友だちのことも大切に、みんなで助けあって、もっと「元気で 仲良く 根気よく」、えがおでくらせる学校にいきましょう。

校長先生も、みなさんといっしょに、にこにこの学校をつくっていきます。

## 人権ってなんだろう？

人権とは、だれもが生まれながらにもっている「自分らしく幸せに生きる権利」のことです。

例えば、「友だちと遊ぶことができる」「自分の考えや意見を自由に表現することができる」「勉強やスポーツをすることができる」「毎日ごはんを食べることができる」ということも人権に含まれます。

「人権って難しい」「人権って堅苦しい」と思うかもしれませんが、「自分の人権が守られること」と「周りの人の人権を尊重すること」は、とても大切なことです。

身近なことから、自分のペースで人権についてぜひ考えてみてください。

## 夏休みに気を付けたい インターネットによる人権侵害

いよいよ夏休みが始まります。休み中、インターネットの使い方には普段以上に気を付けましょう。  
基本は、「面と向かって言えないことは書き込まない」ことを守りましょう。休み期間中は友達ともなかなか会えません。普段はすぐに会って誤解を解いて仲直りできても、夏休み中はそれができないかもしれません。普段以上にSNS等で書き込む内容には気を付けましょう。  
また、「自分や友達の個人情報分かるものをSNSに載せない」「ネット上でしか知らない人に会いに行かない」などのことを守ってトラブルに巻き込まれないようにしましょう。  
「SNSやインターネット上でいじめを受けた、金銭を要求された」などがあれば、自分ひとりで抱え込まず、周りの大人にすぐ相談してください。

## 全ての「子どもの権利」を大切にするために

令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」には、生徒指導の取組上の留意点として「児童生徒の権利の理解」について述べられています。

### 「児童生徒の権利の理解」

#### 「児童の権利に関する条約」の4つの原則

- 1 差別の禁止 : 子どもに対するいかなる差別もしないこと
- 2 児童の最善の利益 : 子どもにとって最もよいことを第一に考えること
- 3 生命・生存・発達に対する権利 : 子どもの命や生存、発達が保障されること
- 4 意見を表明する権利 : 子どもは自由に自分の意見を表明する権利を持っていること

#### 子どもとの関わり 具体的な工夫のポイント

- 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- 子どもの状況に応じて、身の回りの環境を整えてみましょう
- 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう
- 子どもに伝えるときは、肯定的でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
- 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう



参照:熊本県教育委員会「子どもの人権」に関する啓発チラシより

## 熊本県人権センターについて

☆困ったときは相談しましょう!!

つらいことや悲しいこと、いやなことがあったとき、自分の人権が守られていないと感じたときは、すぐに相談をしてください。家の人、学校の先生、友達等の周りの人が話を聞いてくれます。誰にも知られたくないときは、「熊本県人権相談センター」に電話をしてもいいです。親身に相談ののってくれ、解決する方法を一緒に考えてくれます。

## 人権センター相談窓口について

＜相談受付時間＞

月曜から金曜の午前9時から正午まで、  
及び午後1時から午後4時まで

(祝日、年末年始を除く)

＜相談専用電話＞ 096-384-5822



熊本県人権啓発キャラクター  
「ココロ」